

平成 30 年 3 月 2 日

独立行政法人酒類総合研究所  
理事長 後 藤 奈 美

日本酒造組合中央会  
会長 篠 原 成 行

「全国新酒鑑評会事務運営要領」の一部改正について

独立行政法人酒類総合研究所と日本酒造組合中央会は、全国新酒鑑評会事務運営要領を別紙のとおり一部改訂したから、平成 30 年 3 月 2 日以降、これにより実施する。

別紙

平成 26 年 4 月 1 日

改訂 平成 29 年 2 月 1 日

改訂 平成 30 年 3 月 2 日

## 全国新酒鑑評会事務運営要領

### (総則)

第 1 条 この要領は、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）と日本酒造組合中央会（以下「中央会」という。）が共催する全国新酒鑑評会（以下「鑑評会」という。）の事務運営について定めるものである。

### (目的)

第 2 条 鑑評会は、日本国内で製造された清酒を全国的に調査研究することにより、製造技術と酒質の現状及び動向を明らかにし、もって清酒の品質及び製造技術の向上に資するとともに、国民の清酒に対する認識を高めることを目的とする。

### (実施事項)

第 3 条 鑑評会では、以下のことを実施する。

- (1) 出品された清酒（以下「出品酒」という。）の官能審査、理化学分析及び「全国新酒鑑評会出品酒調査表」（以下「出品酒調査表」という。）の記載情報による製造技術動向調査
- (2) 官能審査による成績が上位の出品酒の出品者に対する賞の授与
- (3) 酒類製造関係者等に対する製造技術研究会の開催
- (4) 出品者に対する審査結果及び分析結果の通知
- (5) 審査結果等の集計整理・解析・公表

### (出品資格)

第 4 条 出品資格は、清酒の製造免許を受けている製造者とする。ただし、共同びん詰め製造場、並びに第 9 条による出品停止期間が経過していない製造者は除く。

- 2 共同製造等による清酒については、その製造場固有の銘柄を有し、その製造場から出荷される清酒に限る。
- 3 一の製造場に複数の製造施設がある場合は、次の各号の条件を全て備えている製造施

設を製造場とみなし、製造施設毎に出品することができる。

- (1) 専任の杜氏（又は製造責任者）が存在し、かつ酒造期間中その製造場において、その責務を果たしていること。
- (2) その製造施設において、原料処理からもろみの上槽、製成までの一貫した清酒製造が行われていること。

（出品酒の規格等）

第5条 出品酒は、その製造場において、鑑評会の開催される酒造年度（7月1日から翌年6月30日をいう。以下同じ。）に製成した吟醸酒（平成元年国税庁告示第8号「清酒の製法品質表示基準」（以下「製法品質表示基準」という。）に定める吟醸酒をいう。以下同じ。）の原酒（製法品質表示基準に定める原酒をいう。）で、次の各号のいずれにも該当するもの一点とする。

- (1) 委託製造による清酒でないもの
- (2) 桶取引等による未納税移入によらないもの
- (3) 昭和36年国税庁訓令第1号「国税庁所定分析法」に定める方法により測定した酸度が1.0以上のもの

2 出品酒は、一貯蔵容器に貯蔵されている吟醸酒とするが、移動帳簿等により、明確に同一の仕込みから製成した吟醸酒と確認できる場合は、一貯蔵容器に貯蔵されているものとみなす。

（官能審査）

第6条 官能審査は、審査委員会を設置して実施する。

2 審査委員会の設置及び官能審査の実施に関して必要な事項は、研究所が別途定める。

（理化学分析）

第7条 理化学分析は、次の各号について実施する。

- (1) 香気成分（酢酸エチル、酢酸イソアミル、イソアミルアルコール、カプロン酸エチル）
- (2) グルコース
- (3) その他、鑑評会の目的を達成するために適した項目

2 更なる技術・品質向上を図り、また輸出振興にも資する観点から、DMTS生成ポテンシャルについては、希望する出品者に対し有料で実施するものとし、料金については別途定める。

（賞の授与）

第8条 官能審査の結果、成績が上位の出品酒に「入賞」を授与し、その中で特に成績が

上位の出品酒に「金賞」を授与する。

- 2 「金賞」は、当該出品酒の出品者に対して研究所理事長及び中央会会長の連名により和文及び英文の賞状を授与する。

(賞の取消し及び出品資格の停止)

第9条 製造者が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究所と中央会は協議の上、その該当することとなった日の前酒造年度の鑑評会において授与していた賞を取り消す。

- (1) 次に掲げる法令等に違反する行為を行うなど法令遵守意識を著しく欠くと認められる場合
  - イ 国税に関する法律
  - ロ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
  - ハ 食品衛生法等の法令
- (2) 酒類製造者としての社会的責任を著しく欠く行為を行った事実が判明した場合
- (3) 出品添付書類等に虚偽の記載をした場合
- (4) 第4条又は第5条に定める出品資格等を偽って出品した場合

- 2 前項の各号のいずれかに該当する製造者が、当酒造年度の鑑評会に出品している場合には、賞を授与しない。

なお、既に賞を授与している場合にはその賞を取り消す。

- 3 製造者が第1項の各号のいずれかに該当する場合は、最長3年間の出品を認めない。

(製造技術研究会)

第10条 酒類製造関係者が出品酒をきき酒し、醸造技術や品質設計について自ら検討・研究することにより、清酒の製造技術や品質の向上に資することを目的として、製造技術研究会を開催する。

- 2 製造技術研究会では、原則として出品酒を全点きき酒できるようにする。
- 3 製造技術研究会では、金賞酒及び入賞酒を明示する。
- 4 製造技術研究会には、酒類製造関係者のほか、次のいずれかに該当する者は参加することができるものとする。
  - (1) 酒造技術指導機関関係者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 報道関係者
  - (4) その他、研究所理事長又は中央会会長が認めた者

(結果の通知等)

第11条 出品酒の官能審査及び理化学分析結果は、集計が終了次第出品者に通知するとともに、出品酒の成分、出品酒調査表による製造技術データ等は集計整理し、酒質の現

状及び動向の参考資料とするほか、製造関係者を対象とした講習会等で活用する。

(その他必要な事項)

第12条 第2条から前条に定めるもののほか、実施に当たりその他必要な事項は、研究所理事長と中央会会長が協議した上で別途定める。